

定 款

一般社団法人日本放射線治療品質管理機構

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本放射線治療品質管理機構と称する。
英語表記では、**Japanese Organization for Radiotherapy Quality Management**と表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 本法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、放射線治療の精度向上のため、専ら放射線治療機器やシステムの品質管理・品質保証、リスクマネジメントを含めた放射線治療全般に関わる品質マネジメントを行う者として放射線治療品質管理士を認定し、もって医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
(1) 放射線治療品質管理士の認定
(2) 放射線治療品質管理士の能力の維持向上のための事業
(3) その他本法人の目的達成に必要な事業

第3章 社 員

(入社)

第5条 本法人の目的に賛同し、入社した法人及び個人を社員とする。
2 社員となるには、本法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
3 法人が社員の場合は、その代表者を理事会に届けなければならない。また、その変更があった場合には速やかに変更届を提出しなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、本法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に本法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 本法人の社員が、本法人の名誉を毀損し、若しくは本法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人を解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 本法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するには、社員に対し社員総会の2週間前までに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、この法令という。）」第38条第1項各号」に掲げる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、社員の同意がある場合は、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(書面表決等)

第18条 社員は、あらかじめ通知された事項を書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員に表決を委任することができる。

2 前項により、行使した表決の数は出席した社員として算入する。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

- 第20条 本法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上18名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選により決定し、代表理事をもって理事長とする。
 - 3 理事長は、理事の中から副理事長を5名以内で指名し、理事会の承認により決定する。
 - 4 監事は理事を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、職務遂行の対価として、本法人から受ける報酬等の支給基準は、社員総会の決議を経て、別に定める規程により支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本法人に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選定及び解職
(4) 委員会等の設置及び監督

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 本法人の事業を遂行するために必要に応じて、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員および学識経験者より、理事会が選任する。
- 3 委員会の業務、構成並びに運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第37条 本法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第42条 本法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 本法人は、事業を実施し事務を処理するために、事務局を設置する。
2 事務局には事務長及び所要の職員を置く。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事の過半数の決定に基づき、理事長の承認を以って別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第45条 本法人は、公正でかつ開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第46条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告)

第47条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第48条 本法人の初回事業年度は、本法人成立の日から令和7年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 本法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	早川和重
設立時理事	奥村雅彦
設立時理事	小田正記
設立時理事	早川和重
設立時理事	白土博樹
設立時理事	磯辺智範
設立時理事	岡本裕之
設立時理事	小口宏
設立時理事	小澤修一
設立時理事	川村慎二
設立時理事	川守田龍
設立時理事	澁谷景子
設立時理事	陣崎雅弘
設立時理事	新保宗史
設立時理事	辰己大作
設立時理事	遠山尚紀
設立時理事	根本幹央
設立時理事	溝脇尚志
設立時理事	吉村亮一
設立時監事	茂松直之
設立時監事	中村勝

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の名称及び主たる事務所は、次のとおりである。

東京都新宿区山吹町358番地5
設立時社員 公益社団法人日本医学物理学会
代表理事 福田茂一

東京都文京区本郷五丁目1番16号
設立時社員 公益社団法人日本医学放射線学会
代表理事 富山憲幸

東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル22階
設立時社員 公益社団法人日本診療放射線技師会
代表理事 上田克彦

京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町167番地
ビューフォート五条烏丸3階
設立時社員 公益社団法人日本放射線技術学会
代表理事 石田 隆 行

東京都中央区京橋一丁目4番14号 TOKIビル5階
設立時社員 公益社団法人日本放射線腫瘍学会
代表理事 宇野 隆

東京都新宿区山吹町358番地5
設立時社員 一般財団法人日本医学物理士会
代表理事 福士 政 広

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本放射線治療品質管理機構設立のため、全設立時社員の定款作成代理人矢野智則は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年9月14日

東京都新宿区山吹町358番地5

設立時社員 公益社団法人日本医学物理学会

代表理事 福田 茂 一

東京都文京区本郷五丁目1番16号

設立時社員 公益社団法人日本医学放射線学会

代表理事 富山 憲 幸

東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル22階

設立時社員 公益社団法人日本診療放射線技師会

代表理事 上田 克 彦

京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町167番地

ビューフォート五条烏丸3階

設立時社員 公益社団法人日本放射線技術学会

代表理事 石田 隆 行

東京都中央区京橋一丁目4番14号 TOKIビル5階

設立時社員 公益社団法人日本放射線腫瘍学会

代表理事 宇野 隆

東京都新宿区山吹町358番地5

設立時社員 一般財団法人日本医学物理士会

代表理事 福士 政 広

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都世田谷区奥沢五丁目20番17号

司法書士 矢野 智 則